

# 令和3年第2回 高千穂町議会定例会

## 一般質問通告内容集約書

高千穂町議会事務局

【 4 名 4 件 】

質問日	順	質問者	件数	件名	頁
6月14日 (月) 10:00~	1	磯貝助夫 議員	1件	1. 役場通りの環境整備について	1
	2	本願和茂 議員	1件	1. コロナ対策・対応の効果検証と今後の計画について	2
	3	佐藤さつき 議員	1件	1. 住民の生活環境に応じた高齢者福祉サービスの利用について	3
	4	板倉哲男 議員	1件	1. 地域おこし協力隊について	6

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
1	磯貝助夫 議員	1. 役場通りの 環境整備につ いて	<p>県道北方高千穂線の、高千穂町役場前の通り（通称：役場通り）の歩道に楠の木が植えられて、数十年が経過し、木は大きく育ち、緑が生い茂り、時には熱い日差しを遮り涼しさを感じさせています。</p> <p>その一方で、近隣住民や車の運転手、買い物等で利用する歩行者から、環境改善の声も多くあります。</p> <p>近隣住民からは、毎日のように落ち葉を拾い、多いときにはゴミ袋を月に30袋ほど使うと聞きました。</p> <p>他にも、水道管の破損や暴風雨等による枝の飛散があり、倒木や電線への影響などが大変心配であるとの意見も聞きました。</p> <p>運転手からは、大木が邪魔で視界が制限される。木陰から道路への飛び出しにひやりとした。などの意見があり、過去にも死亡事故があったことを聞かされました。</p> <p>歩行者からは、根が歩道を持ち上げ通行の妨げとなっている。タイルが隆起しており、つまずき転倒した。などの意見を聞きました。</p> <p>過去にも検討すべき事項として話はあったようですが、何の対策もされていないのが現状です。</p> <p>県道であり「県の仕事」であるのであれば、町として町民の生命財産や安心安全な生活環境を守るためにも、早急に県と協議し改善するべきではないでしょうか。</p> <p>以上を踏まえ、町長に伺います。</p> <p>1 現状をどう思われ、今後どうするのか。</p>	町長

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
2	本願和茂 議員	1. コロナ対策・対応の効果検証と今後の計画について	<p>コロナと共に生活する環境が一年以上経ちました。我々は、これまで経験したことのない環境に少しずつ適応し対応力を身に付けてきましたが、変異ウィルスの猛威によって、また振り出しに戻された感覚になっています。</p> <p>国・県の支援策と町独自の支援策で、町民が以前のように明るく楽しく生きがいをもって暮らせるようになりつつあるか周囲を見渡し、聞こえてくる声に耳を傾けていますが良い結果には、まだまだ程遠いのが現状の様であります。</p> <p>町民の生命を最優先し、安心安全な暮らしを送るためには制限や自粛は仕方ありませんが、これまでの経験を活かしながら生きがいと張り合いのある生活環境を取り戻していく必要があります。</p> <p>これまでの支援策や対策の効果検証をふまえて、今後のコロナ感染症対策と計画について町長と教育長に伺います。</p> <p>①昨年、台風から避難をする祭、密回避の観点から宿泊施設へ避難する町民がいたと聞いています。</p> <p>今年も避難所の感染拡大防止対策を徹底するとともに、宿泊施設事業者と協定を交わし避難所として支援していただく体制も必要ではないか。</p> <p>②消防操法大会が2年連続開催中止となったが、団員の防災意識低下と消防団離れが懸念される。団員減少に歯止めをかける策を、これを機会に検討すべきではないか。</p> <p>③小中学校のマスク着用規定については、どのように決められているのか。</p> <p>また、どの程度着用について自由が認められているのか。</p> <p>④コロナ感染防止のためサロン・サテライトの不開催、公共施設利用制限により運動や趣味の集い減少など高齢者が生きがいや健康生活を見出しにくい環境へと変化してしまいました。</p> <p>ワクチン接種完了後は、これまでの経験値から制限や自粛を緩和できる事例が多々あると思います。</p> <p>コロナ禍における公共施設等の使用可能基準の明確化、見直しについての考えを伺います。</p>	町長 教育長

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
3	佐藤さつき 議員	1. 住民の生活環境に応じた高齢者福祉サービスの利用について	<p>高千穂町高齢者福祉計画において、基本理念として「いきいき・支えあい・安心して暮らせるまち高千穂」を掲げ、地域包括ケアシステムの基本である高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「住まい」、「介護予防・生活支援」「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の5つのサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が重要であるとしています。</p> <p>高千穂町第8期介護保険事業計画高齢者福祉計画の考えに基づき次の3点から質問をさせていただきます。</p> <p>1・高齢者福祉計画の施策展開として、まず初めに介護予防の充実が記載され、その中の生活問題の1つに栄養不足の問題があげられています。食生活は毎日の健康のバロメーターであり、高齢者にとって重要な問題だと認識しています。</p> <p>実際に第8期高齢者福祉計画においてのアンケート調査の中で、在宅介護をされる方の不安な点としても、入浴、排せつの次に食事の世話が上位にあります。</p> <p>高千穂町では、早くより、他の自治体に先駆けて、生活支援としてふれあい給食サービスが行われています。この支援は、原則65歳以上の高齢者のみの世帯や炊事が困難な障がい者のみの世帯を対象に、定期的に栄養バランスのとれた食事を宅配することで、生活を支援すると同時に高齢者の安否確認をする事業です。原則65歳以上の高齢者または炊事が困難な障がい者のみで構成する世帯に、月曜日から金曜日までの希望する曜日に給食（夕食）を配達する支援です。料金は令和2年度より1食450円です。</p> <p>また、高齢者の健康状態に合わせて、普通食だけでなく特別食（ミキサー食・透析食・糖尿病食）にも対応し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、対象者の自立を図っています。</p>	町長

&lt;前頁から続き&gt;

以上のように大変ありがたく重要な生活支援なのですが、近年の高齢化社会における家族形態がサービス開始当時の状況と大きく変化し、食事環境が整って無く給食サービスを受けたくても受けられない事例があります。事例として①子供と2人暮らしだがどちらも高齢者②子供と2人暮らしだが子供に支援が必要③社会の流れとして年金支給開始年齢の延長により同居する子供が60歳、65歳をこえても就労しているため後期高齢者と時間をともに出来ない④男女共同参画とはいえ女性がいないため家事が不十分⑤老々介護の増加で家事が負担となっているなど、現実には給食サービスを受けたいが受けられない、見守りの視点からみて自立生活のためには必要ではないか、という事例への対応が求められています。

給食サービスの現在の利用状況は令和3年4月末時点で、三田井地区42食、押方地区10食、向山地区8食、岩戸地区11食、河内・田原地区9食、上野地区13食、下野地区10食、計103食ですが、曜日指定等あるので1日平均85食となっています。令和2年度の後期高齢者数が2727人、前期高齢者数が2284人（住民基本台帳より）65歳以上の方が5011人となっており、一概に判断できませんが、日々の平均利用が85食なので、割合から判断してもサービスの必要な方が他にもいるのではないかと考えます。福祉計画の実現のためにも条件の緩和が必要ではないでしょうか。

また、関連して、令和2年度に行なわれていた土曜日の給食サービスについて、廃止時点で12名ではあるが利用者がいたわけなので、新たな委託業者を再度協力を募ってでも、高齢化社会に向けた安心・安全な自立した高齢者の生活を補償するために、再開は出来ないでしょうか。

もう1つの給食サービスの課題としてボランティアの人材確保があげられています。人口減少の中で高齢者の人口は増加し、サービスの必要性も高まると予想されています。一方では、ボランティアへの参加を希望する高齢者の方がいることも福祉計画

&lt;次頁へ続く&gt;

<前頁から続き>

策定の際の意識調査で表れていました。賃金をあげることで、人材確保が可能ならばそれも必要ではないでしょうか。

2・第7期から重要な活動として位置づけられ、第8期でも継続して計画に挙げられている介護予防普及活動として、各地区において住民同士の独自の見守りを行なう活動が重視されています。事業所委託以外にボランティア活動として見守り活動をされている方々が担当している高齢者の方々の、行政との情報共有はどのように連携がなされているのでしょうか。また、昨年度地域ボランティアの方々の研修が行われると伺いましたが、現状を伺いたい。

3・高齢者の災害時における安心・安全の確保として避難所の確保があります。昨年度より新型コロナウイルス感染症の流行により避難所の改善を議会でも要望してきました。

新型コロナウイルスを配慮した上での避難所の対策として、①きちんとした距離間のあるスペース②段ボールなどによるプライバシーの確保③高齢者に配慮した洋式トイレの増設・杖を所持された方の扉のスムーズな開け閉め④ベッドしか使用出来ない方への対応…

以上の改善点を伺いたい。また、他にも寄り添った改善点があれば教えていただきたい。

もう1点、本年度は武道館がワクチンの接種会場となっているが災害時はどこに避難するのでしょうか。

また、国のガイドラインの改訂による福祉避難所への直接避難はできるようになったのでしょうか。

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
4	板倉哲男 議員	1. 地域おこし 協力隊について	<p>地域おこし協力隊（以下、協力隊）は、平成21年に総務省が創設した制度です。総務省のホームページには、「都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組」と書かれており、要約すると、「移住し定住・定着を図る取組」ということができます。</p> <p>令和2年度の時点で全国に約5500人の隊員が活動しており、高千穂町では現時点（令和3年5月時点）で、5人の隊員が活動中です。また、すでに退任した隊員が11人で、そのうち6人が現在も町内に定住しています。このように、本町において、協力隊の制度を活用した移住・定住は、一定の成果をあげています。</p> <p>一方で、協力隊の制度は非常に自由度が高いため、運用の改善の余地はまだあると思います。本町としては、協力隊の制度のよりよい運用を目指し、より活発な地域協力活動による地域力の維持・強化を図るとともに、より一層の移住・定住促進に取り組むべきだと思います。</p> <p>そこで、本町の協力隊の制度の運用における課題を議題としたいと思います。</p> <p>●運用全般について</p> <p>（1）町が協力隊の制度を活用する目的</p> <p>隊員の報償費や活動に要する経費などは、国からの財政措置があります。そのため、自治体によっては隊員をコストゼロの労働力とみなし、隊員を使い捨てにするという事例もあり、そうした自治体は「ブラック自治体」と揶揄されています。そして本町においても、こうした事例が全くないとは言いきれないように思います。</p> <p>本町が協力隊の制度を活用する目的は、純粋に「定住・定着」であるべきで、それ以外が目的の運用は避けるべきだと思います。</p> <p style="text-align: center;">＜次頁へ続く＞</p>	町長

&lt;前頁から続き&gt;

**●募集・採用****(1) 募集の時期**

本町が隊員を募集する際、1月頃から募集を始めるケースが多いですが、これは新年度予算案が策定されてから募集を開始するからです。しかし、応募する側からすると、移住という人生における大きな決断とその準備には、1月からの募集では時間が十分ではないと思います。最低でも半年前の10月頃から募集するべきだと思います。

**(2) おためし地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターンの活用**

協力隊の課題としてあげられることが多いのが、受け入れ側が希望する業務と隊員が希望する業務が一致しないというミスマッチです。

こうしたミスマッチを防ぐことを目的に作られた制度が、「おためし地域おこし協力隊」と「地域おこし協力隊インターン」です。地域おこし協力隊への応募を検討している人に、「おためし地域おこし協力隊」は2泊3日、「地域おこし協力隊インターン」は2週間～3ヶ月、隊員と同様の地域協力活動に従事してもらい、具体的なイメージをもってもらおうという制度です。これらに必要な経費についても財政措置があるため、本町にとって財政上の負担はありません。

ミスマッチを防ぐためにも、こうした取り組みもするべきだと思います。

**(3) 隊員に期待する活動**

協力隊の募集要項や現在の活動状況を見ると、非常に専門性の高い地域協力活動が期待されているケースや、町施設の管理人のような、ある分野の責任者に相当する業務をまかされるケースもあります。しかし、先述のとおり協力隊は「移住し定住・定着を図る取組」であるため、期待すべきは地域協力活動よりも、定住・定着であるべきだと思います。

&lt;次頁へ続く&gt;



&lt;前頁から続き&gt;

例えば新潟県出雲崎町では、「地域をおこさない協力隊」と銘打って、特定の集落に寄り添って“過ごす”ことを活動内容とした協力隊の募集をしています。

本町においても、地域協力活動を過度に期待するのではなく、町内で過ごしてもらうことに重きを置くべきだと思います。また、町施設の管理などの業務は、本来は町職員が主となるべきであり、任期に限りのある隊員が主となるべきではないと思います。

#### (4) 退任後の提案

隊員を募集する際、退任後にどのような形で定住・定着を期待するのかについての提案が不足していると感じます。例えば、高知県佐川町では、自伐型林業に取り組む隊員の採用を継続していますが、3年間の任期で技術を身につけ、退任後に自伐型林業家として独立することを提案しています。あるいは、宮崎県高原町では、事業承継に取り組む隊員を募集しており、退任後には事業を継いで独立することを提案しています。

このように、退任後の提案もセットにしたうえで、隊員を募集するべきだと思います。

#### (5) 面接試験時の交通費等の支給

隊員を選考する際、面接試験を実施することが常となっています。応募者は、東京などの都市地域に住んでいることが多く、面接試験の際には、はるばる本町まで足を運ぶことになります。わずか30分程度の面接試験のために、仕事を休み、交通費、宿泊費を負担し、来町することは、応募者にとって大きな負担となっています。

こうした負担を軽減するために、北海道ニセコ町では面接参加者に5万円を上限に交通費を支給しています。隊員の募集等に要する経費として、1自治体当たり200万円を上限に財政措置されますが、ニセコ町はこれを交通費支給の財源としています。

&lt;次頁へ続く&gt;

&lt;前頁から続き&gt;

こうした支援のある自治体とない自治体とでは、どちらが選ばれるかは明白です。本町においても、隊員の募集はしているものの、応募がないというケースも発生しています。選ばれる自治体になるために、本町においても面接参加者に交通費の支給をしてはどうかと思います。

#### (6) 移転に要する費用の補助

前項と同様の内容ですが、内定した隊員が、本町に移転する際には、相当の費用がかかります。長野県長和町や静岡県東伊豆町などでは、内定した隊員に対し、移転の経費の一部について補助しています。本町においても、こうした補助を検討すべきと思います。

#### ●任期中

##### (1) 活動開始時のガイダンス

多くの隊員は、行政特有の予算、執行のスケジュールや、消耗品の買い方、起案書・復命書などの事務について知識がありません。また、会計年度任用職員として雇用されるため、職務専念義務や信用失墜行為の禁止などが求められますが、それらの知識もありません。活動するうえで必要となる最低限の知識について効率的に学べるように、活動開始時に研修を実施し、丁寧に説明する必要があると思います。

また、隊員によっては、町の会計年度任用職員でありながら、他の団体に出向しているケースもあります。受け入れ団体が協力隊の制度に精通していないこともあるため、出向先の団体に対しても協力隊制度について再度説明し、隊員の労働条件などを説明する必要があると思います。

##### (2) 話し合い、相談体制

隊員は、日ごとや月ごとに、活動報告をしているかと思います。しかし、そうした報告をもとに、今後の活動について担当者と話し合いをしているケースもあれば、していないケースもあるよ

&lt;次頁へ続く&gt;

&lt;前頁から続き&gt;

うです。3年間という短い時間を有効に活用するために、進捗管理やそれを踏まえた今後の活動方針、さらには日常生活における困りごとなどについて、担当者や受け入れ団体を交えた話し合いや相談の場を定期的に設けるべきだと思います。また、場合によっては、担当者や受け入れ団体との人間関係などについての悩みを抱えることもあり得ると思います。そうした場合でも第三者に相談できる体制をつくり、早期の解決ができるようにすべきだと思います。

### (3) 定住・定着の準備の時間

本町の隊員の活動の様子をみると、地域協力活動に精いっぱい、定住・定着のための活動の時間が十分にとれていないように思います。小林市では、就業時間内における地域協力活動と定住・定着のための活動を、1年目は7:3、2年目は5:5、3年目は3:7の割合で取り組むように指導しているそうです。本町においても、勤務時間内の一定の時間を、定住・定着のための活動に取り組むように指導すべきだと思います。

### (4) 活動費についての説明と事前相談

隊員の活動に要する経費については、200万円を上限に財政措置されます。しかし、一般会計のなかに組み込まれ、また、担当者の予想に基づき旅費や需用費などに割り振られており、隊員からすると、自らの活動に使用できる活動費について、どの費目がどれだけ残っているのかが、わかりにくいものとなっています。そのため、活動開始時にガイダンスを行い、活動費の予算の内訳について丁寧に説明をするべきだと思います。そして、2年目以降については、次年度の予算策定の際、担当者は隊員に事前相談をし、活動費の予算案を策定すべきだと思います。

### (5) 活動費をより使いやすく

隊員の活動費が使いづらいという問題は、全国

&lt;次頁へ続く&gt;

&lt;前頁から続き&gt;

的にみられるようです。そして、使いづらさを解消するため、自治体により様々な方法が取られています。例えば、宮城県丸森町では、活動費を補助金として150万円を上限に一括して支給しています。また、北海道のニセコ町では、毎月定額で2.5万円を活動費として支給しています。本町においても、活動費を使いやすい形で支給してはどうかと思います。

#### (6) 収益を得る活動

本町の隊員はパートタイムの会計年度任用職員であるため、就業時間外であれば副業が可能です。しかし、隊員の勤務時間は一般的に1日7時間、週5日間、とフルタイムとほぼ変わらない状態であるため、本町においては、副業を含めた収益を得る活動は盛んには行われておりません。また、就業時間内の活動については、収益を上げてはいけないという思い込みもあります。こうした状況は、退任後に地域協力活動と関連した事業で起業を考えている隊員にとっては好ましい環境とは言えません。地域協力活動と関連した事業で起業を考えているならば、任期中に試験的な収益を得る活動に取り組み、その後の起業につなげるべきだと思います。そのため、就業時間内でも、地域協力活動と関連した内容であれば、収益を得る活動も推奨されるべきだと思います。

例えば兵庫県朝来市では、就業時間内の活動で得た収益は受け入れ団体に積み立てるという条件で、収益を得る活動を認めているそうです（平成27年度地域おこし協力隊受入態勢・サポート態勢モデル事業調査報告書より）。

本町においても、地域協力活動と関連した内容については、就業時間内でも収益を得る活動ができる体制づくりをするべきだと思います。

#### (7) 任用形態

隊員の任用形態は2種類あります。会計年度任用職員として自治体が雇用するケースと、自治体

&lt;次頁へ続く&gt;

&lt;前頁から続き&gt;

は雇用せず、隊員を個人事業主として地域協力活動を委託するというケースです。本町の場合、全員が会計年度任用職員として雇用されており、そのために行政職員と同様の仕事の進め方が求められがちです。

行政の仕事はよくも悪くも、お堅く、慎重で、執行するまで時間がかかります。この仕事のやり方は、基本的には終身雇用の正職員には向いているかもしれませんが。一方、隊員の任期は最長で3年間と決して長くはありません。隊員に求めるべきは、よそ者の柔軟な発想を軽いフットワークで即実行するような働き方だと思います。

会計年度任用職員という立場が活動の足かせになる事例も耳にするため、例えば1年目は会計年度任用職員として地域や活動になれてもらい、2年目以降は隊員との協議の上、会計年度任用職員として活動を続けるのか、個人事業主として活動をするのか、選択できるようにするなど、柔軟な任用形態を検討すべきだと思います。

#### ●退任後

##### (1) 退任後の再雇用

任期中の地域協力活動が、退任後の仕事となれば理想的です。しかし、公共性の高い活動内容の場合、その内容で起業することは難しいと思います。

一方で、総務省の調査結果によると、退任後に定住した人のうち12.3%が、集落支援員など行政関係に就業しているそうです（「令和元年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」より）。集落支援員や移住コーディネーター、定住支援員などについては、国からの財政措置があることなど、協力隊と類似している点も多くある制度です。隊員の退任後の選択肢の一つとして、集落支援員、移住コーディネーター、定住支援員などの行政関係の職に就業できる仕組みづくりをしてはどうかと思います。

以上をふまえ、以下、お伺いします。

&lt;次頁へ続く&gt;

<前頁から続き>

(1) 本町が協力隊の制度を活用する目的は何でしょうか。

(2) 隊員の募集をより早い時期から始めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

(3) ミスマッチを防ぐため、おためし地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターンの制度を活用すべきと思いますが、いかがでしょうか。

(4) 地域協力活動を過度に期待するのではなく、まずは町内で過ごしてもらうことに重きを置くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(5) 町施設の管理などの業務は、本来は町職員が主となるべきであり、隊員が主となるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

(6) 退任後の提案もセットにしたうえで、隊員を募集するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(7) 協力隊の面接試験参加者に交通費の支給をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(8) 内定者に対し、移転の経費の補助をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(9) 隊員に対し、また、場合によっては受入団体に対し、活動開始時に研修を実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(10) 担当者や受け入れ団体との話し合い、相談の場を定期的に設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(11) 上記とは別に、第三者に相談できる体制も必要と思いますが、いかがでしょうか。

<次頁へ続く>

			<p style="text-align: center;">＜前頁から続き＞</p> <p>(12) 勤務時間内の一定の時間を、定住・定着のための活動に取り組むように指導すべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(13) 活動費の予算について担当者は隊員に対し丁寧に説明と相談をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(14) 活動費を補助金としたり、定額で支給するなど、隊員が使いやすい形で支給してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(15) 地域協力活動と関連した内容については、一定の条件の下、就業時間内でも収益を得る活動ができる体制づくりをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(16) 会計年度任用職員として活動をするのか、個人事業主として活動をするのか、選択できるようにするなど、柔軟な任用形態を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(17) 退任後の選択肢の一つとして、集落支援員、移住コーディネーター、定住支援員などの行政関係の職に就業できる仕組みづくりをしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>	
--	--	--	--	--